

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 23日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区南浜町247番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 月桂冠株式会社 代表取締役社長 大倉 治彦			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	214台	0台	0台	214台
	冷蔵機器及び冷凍機器	77台	8台	0台	77台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検表を作成し年4回（6月、9月、12月、3月）に異常の有無について点検を実施している			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、フロン機器担当である工務課員が登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようワンポイントレススンシートにて周知を図っている			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン排出抑制法に従い年4回（6月、9月、12月、3月）に異常の有無について点検を実施している			
	廃棄時	府内の第一種特定製品の廃棄時には、フロン機器担当である工務課員が登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するようワンポイントレススンシートにて周知を図っている			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。